

二二二 東京裁判

(二口メモ)

- 一 東京裁判とは、一般に、極東国際軍事裁判所が行った裁判の俗称である。
- 二 同裁判所は、昭和二十二年一月一九日付、連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサーの命により、極東における重大戦争犯罪人の審理及び処罰のため、東京を常設地として設置され、同年五月三日に開廷し、二十三年一月一二日に判決を下した。同裁判所は、極東国際軍事裁判所条例に基づき、平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団体員として訴追された者を審理し、処罰する権限を有し、a 平和に対する罪、b 通例の戦争犯罪、c 人道に対する罪を同裁判所の管轄に属する犯罪とした。裁判官は、米、中、英、ソ連、オーストラリア、カナダ、仏、オランダ、ニュージーランド、インド、フィリピンの一一か国から任命され、裁判長には、オーストラリアのウェッブ判事が任命された。東条英機元首相ら日本人計二八名が起訴され、内七名が死刑、一六名が終身禁固刑、一名が二〇年の禁固刑、一名が七年の禁固刑を言い渡された(この他、二名(松岡洋右・永野修身)は未決拘禁中死亡、一名(大川周明)は精神異常により審理除外)。
- 三 同裁判をめぐる法的な諸問題に関しては種々の議論があるが、我が国としては、日本国との平和条約(いわゆるサンフランシスコ平和条約)第一条によって、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

(参考資料一)

○極東国際軍事裁判の判定

二二二

東京裁判

【7年の禁固刑】	東郷茂徳	鈴木梅白嶋佐大岡南小木賀星平畑橋荒 木津鳥田藤島磯戸屋野沼本木 美 繁 敬次 国孝興直 駿俊 欣五 貞夫 貞治敏太賢 浩純郎昭一宣樹郎六郎夫	武松木板広土東 藤井村垣田肥条 石兵征弘賢英 章根郎郎毅二機
	第1、	第1、	第1、
	27、	27、	27、
	29、	29、	29、
	31、	31、	31、
	32	32	32
		55	36 55
	”	”	”

(訴因)
31、31、
32、32、
35、33、
36、35、
54 54
について有罪

二ノロメモ

東京裁判

重光 葵 第27、29、31、32、33、55

注 (訴因) 第1 東アジア、太平洋およびインド洋と、その地域内にある諸国との支配

を獲得するために、侵略戦争をおこなう共同謀議をなしたこと。 第27 中国に対し

て侵略戦争をおこなったこと。 第29 アメリカに対して侵略戦争をおこなったこと。

第31 イギリス連邦に対して侵略戦争をおこなったこと。 第32 オランダに対し

て侵略戦争をおこなったこと。 第33 フランスに対して侵略戦争をおこなったこと。

第35 ハサン湖でソヴェトに侵略戦争をおこなったこと。 第36 ノモンハンでソヴ

ェトに侵略戦争をおこなったこと。 第54 通常の戦争犯罪の遂行を命令し、授權し、

許可したこと。 第55 捕虜と一般抑留者に関する規則の実施をおこたったこと。

〔「世界大百科事典 7」(一九七二年 平凡社刊) 五九四頁(寺沢一執筆)より引用〕

(参考資料二)

○極東国際軍事裁判所条例(抄)

一九四六年一月一九日付連合国軍最高司令官の宣言は、極東国際軍事裁判所を設置した。

本裁判所条例は、次のとおりである。

第一章 裁判所の構成

第一条 裁判所の設置

極東における重大戦争犯罪人の公正かつ迅速な審理及び処罰のため、ここに極東国際軍事裁判所を設置する。裁判所の常設地は、東京とする。

第五条 人及び犯罪に関する管轄



本裁判所は、平和に対する罪を含む犯罪につき、個人として、又は団体員として訴追された極東戦争犯罪人を審理し、処罰する権限を有する。

次に掲げる各行為又はそのいずれかは、本裁判所の管轄に属する犯罪とし、これについては個人的責任が成立する。

a. 平和に対する罪 すなわち、宣戦を布告し、若しくは布告しない侵略戦争若しくは国際法、条約、協定若しくは誓約に違反する戦争の計画、準備、開始若しくは遂行又はこれらの各行為のいずれかを達成するための共通の計画若しくは共同謀議への参加

b. 通例の戦争犯罪 すなわち、戦争の法規または慣例の違反

c. 人道に対する罪 すなわち、戦前若しくは戦時中すべての一般人民に対して行なわれた殺人、殲滅、奴隷化、追放及びその他の非人道的行為又は犯行地の国内法の違反であると否とを問わず、本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として、若しくはこれに関連して行なわれた政治的若しくは人種的理由に基づく迫害行為 上記犯罪のいずれかを犯そうとする共通の計画又は共同謀議の立案又は実行に参加した指導者、組織者、教唆者及び共犯者は、何人によってなされたかを問わず、その計画の遂行上行なわれた一切の行為につき責任を有する。

(注一) 「戦争犯罪裁判関係法令集 第I巻」(法務大臣官房司法法制調査部 一九六三) 四〇、四二頁より引用

(注二) 本条例は、一九四六年四月二六日一般命令第二〇号で全面的に改正されているが、ここに抄出している第一条及び第五条に実質的な改正はない。すなわち第五条cの「戦時中すべての一般人民に対して」が「戦時中に」に改められているにとどまる。

(参照条文)

○日本国との平和条約(抄)

昭和二十六年 九月 八日 サン・フランシスコ市で署名

昭和二十六年 十一月 一八日 批准

昭和二十六年 十一月 二八日 批准書寄託

昭和二十七年 四月 二八日 効力発生

昭和二十七年 四月 二八日 公布(条約第五号)

第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

(質問主意書・答弁書)

第一について

(昭六二・五・一五 対滝沢幸助・衆)

1 極東国際軍事裁判については、同裁判をめぐる法的な諸問題に関して、種々の議論があることは承知しているが、国と国との間の関係においては、我が国は、サン・フランシスコ平和条約第十一条によつ

(二口メモ)

て、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾しているところである。

(国会答弁例)

衆・平和条約、安保条約特別委 昭二六・一〇・一七
西村 外務省 条約局長 答弁

○西村(熊) 政府委員 平和条約と安全保障条約につきまして、簡単に逐条説明を申し上げます。・・・第十一条は戦犯に関する規定であります。戦犯に関しましては、平和条約に特別の規定を置かない限り、平和条約の効力発生と同時に、戦犯に対する判決は将来に向けて効力を失い、裁判がまだ終わっていない者は釈放しなければならぬというのが国際法の原則であります。従って十一条はそういう当然の結果にならないために置かれたものでございまして、第一段におきまして、日本は極東軍事裁判所の判決その他各連合国の軍事裁判所によってなした裁判を承諾いたすということになっております。後段は内地において服役しております戦犯につきまして、日本が判決の執行の任に当るといふことと、こういう人たちの恩赦、釈放、減刑などに関する事柄は、日本政府の勸告に応じて、判決を下した連合国政府においてこれを行う、極東軍事裁判所の下した判決につきましては、連合国の過半数によって決定する、こういう趣旨でございます。従いまして第十一条後段の利益は、国外において服役中の戦犯者には適用ありません。・・・

参・平和条約、安保条約特別委 昭二六・一一・一〇
大橋 法務総裁 答弁

○国務大臣(大橋武夫君) 講和条約第十一条によりまして裁判を受諾するということは、被告人に対しまして申渡された裁判を合法的且つ最終的のものとして、日本国政府が承認をするという意味を含んでおると

存するのでございます。従いまして、その現在あります確定しておりますところの裁判につきまして、日本政府の立場から、その手続なり或いは内容について適当でないという点を指摘いたしましたして、その修正を求めるといふ方法は原則的には鎖されておる、こう考えるわけであります。併しながら何分にも多数の戦犯の諸君の数でございまするし、又遠隔の、殊に言語不十分といったような非常に特殊な環境のもとに裁判されたものでございまするから、今後調査によりまして、個々のにいろいろ不適當ではないかと認められるようなものがありましたならば、その都度外交上の手段を通じまして、でき得る限り是正の道を図るといふのが、これは政府として当然考えなければならん事柄でないかと思ひます。但しこれは条約上の権利として主張し得るものではない。条約は一応裁判を日本国が受諾いたしておるのであります。ただその後は通常の外交上の措置といたしまして、できる限り政府といたしましては努力をいたしたい、こういう次第でございます。

〔衆・外務委 昭六〇・一一・八〕
小和田外務省条約局長 答弁

○小和田政府委員 土井委員御承知のとおり、日本国との平和条約の第十一条に規定がございます。「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。」云々という規定がございます。ここで極東国際軍事裁判所の裁判を受諾するということを約束しておるわけでございます。

○小和田政府委員 ・ ・ ・ ポツダム宣言の第十項に言っております戦争犯罪人の処罰、それが具体的に実施に移されたものとして極東軍事裁判というものが位置づけられると思ひますので、その意味におきましては極東軍事裁判の裁判の結果というものは、ポツダム宣言第十項に言っておりますところの戦争犯罪人の処罰

（株）ロイロ

東京裁判

そのほか、この事件の経緯等は、本書の「事件の経緯」を参照されたい。